

「茨木市市民総合センター」の使用に係る登録団体の選定要件等
についての取扱要領

(目 的)

第1条 「茨木市市民総合センター条例」及び「同施行規則」に規定する教育関係団体、労働関係団体及び消費生活関係団体として登録することのできる要件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録団体の要件)

第2条 教育団体として登録することのできる団体は、次の各号に定める要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 学校教育法、社会教育法の趣旨をふまえ、センターの設置目的に適合する活動を恒常的(活動実績年数が1年以上)に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (3) 予算、決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治及び宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 茨木市内に活動の本拠を有している団体(団体本部が市外にあるが、支部として活動している団体も含む)であること。
- (6) 茨木市民又は市内の在勤(学)者で構成され、一定人員(組織人員数が10人以上)が確保されている団体であること。

2 労働関係団体として登録することのできる団体は、次の各号に定める要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 労働組合法に基づき設立された組合及び勤労者の福祉向上に関する事業を行う団体で、センターの設置目的に適合する活動を恒常的(活動実績年数が1年以上)に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (3) 予算、決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治及び宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 茨木市内に活動の本拠を有している団体(団体本部が市外にあるが、支部として活動している団体も含む)であること。
- (6) 茨木市民又は市内の在勤(学)者で構成され、一定人員(組織人員数が10人以上)が確保されている団体であること。

3 消費生活関係団体として登録することのできる団体は、次の各号に定める要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 消費者の権利・利益の維持、擁護を目的又は活動内容に含み、センターの設置目的に適合にする活動を恒常的（活動実績年数が1年以上）に行っている団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (3) 予算、決算がある団体であること。
- (4) 営利、政治及び宗教的活動を目的としない団体であること。
- (5) 茨木市内に活動の本拠を有している団体（団体本部が市外にあるが、支部として活動している団体も含む）であること。
- (6) 茨木市民又は市内の在勤（学）者で構成され、一定人員（組織人員数が10人以上）が確保されている団体であること。

（登録の申請）

第3条 登録を受けようとする団体に対して、「団体登録申請書」（様式第1号）を提出させるものとする。

2 前項の申請書以外に登録団体としての要件を満たしているかどうかの確認を行うため、次の各号に定める書類を添付させるものとする。

- (1) 団体の定款、規約、会則等
- (2) 予算、決算及び事業概要
- (3) その他参考資料

（登録の通知）

第4条 前条の申請があったときは、第2条に定める登録団体としての要件を満たしているかどうかを審査し、所管部長の決裁を得たのち、すみやかに「登録団体名簿」（様式第2号）に登録し、その写しを財団法人茨木市施設管理公社に送付するとともに、申請団体に対し、登録した旨の通知（様式第3号）をする。

（登録の時期）

第5条 登録は、申請の都度行い、平成元年度から起算して3年を経過したごとに更新するものとする。

（申請内容の変更等の手続）

第6条 登録団体において、申請時の内容及び添付書類に変更が生じた場合、又は該当団体において登録を消す場合は、すみやかに様式第1号によって、変更及び取消しの手続きをさせるものとする。

（登録の取消し）

第7条 次の各号の1に該当するときは、登録許可権者において「登録団体名簿」から取消し、該当団体に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 第2条に定める登録団体の要件を欠いたとき、又はそのことが判明したとき。

- (2) 登録申請内容及び添付書類に虚偽の申請等をしたとき、又はそのことが判明したとき。
- (3) 茨木市市民総合センター条例及び同施行規則に違反したとき。
- (4) 同一団体が他部門の関係団体として登録したとき、又はそのことが判明したとき。
- (5) 第5条に基づく更新手続きをしないとき。

(団体連絡室の利用)

第8条 当センター内施設のうち、団体連絡室の利用については、団体相互の交流により、活動の一層の活性化を図ることを目的として、団体相互の交流や軽易な打ち合わせ、軽易な作業の用に供するため、次の各号に定める要件のうち労働団体連絡室にあつては第1号、第2号、第3号及び第5号のすべての要件を満たし、かつ第6号又は第7号のいずれかの要件を満たす団体に限って、消費者団体連絡室にあつては第1号から第5号までのすべての要件を満たし、かつ第6号又は第7号のいずれかの要件を満たす団体に限って、その利用を許可するものとする。

- (1) 第4条に定める「登録団体名簿」に登録されている団体であること。
- (2) 一定年限（3年）以上活動実績が認められる団体で、今後も恒常的な活動をする団体であること。
- (3) 団体の活動範囲が市域内であること。
- (4) 市の助成団体であること。
- (5) 市民団体として活動の拠点を確保することが困難な団体であること。
- (6) 全市域的な活動をする団体で、下部組織等が市域内にある団体であること。
- (7) 一定人員（30人）以上の構成で組織されている団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する団体については、次に掲げる場合に限り、団体連絡室の利用を許可することができる。

- (1) 利用しようとする日の属する月の初日において他の利用申込みが無いとき。
- (2) 利用しようとする日の属する月の前月の初日において他の利用申込みが無いとき。

3 第1項に該当する団体名簿等については、財団法人茨木市施設管理公社に通知するものとする。

附則

この要領は、平成元年8月1日から実施する。

附則

団 体 登 録 申 請 書

登録名簿 整理番号	
--------------	--

茨 木 市 長 殿

平成 年 月 日

茨木市市民総合センターの使用に係る団体登録（新規・変更・取消し）
の申請を下記のとおりします。

申 請 書	団体の名称			
	代表者名	印		
	所在地			
団体の種類				
団体の設立年月日		年 月 日	活動実績年数	年
組織人員数		人		
活動目的				
活動内容				
備考				

※注意事項

- 1 添付書類（必ず添付してください。）
イ) 団体の定款・約款・会則等
ロ) 予算・決算及び事業概要
ハ) その他参考資料
- 2 新規申請後、内容変更及び取消しがある場合は、
すみやかに手続きすること。
- 3 平成元年度から起算して3年ごとの更新時期には、新たに申請手続きをすること。
(文書番号第 号)

受 付 印

上記の団体について審査の結果、承認して「登録団体名簿」に登録し、その旨を申請団体及び
茨木市文化振興財団に通知してよろしいが。 (平成 年 月 日通知)

			部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係

市民会館減免取扱い事務要項

市民会館使用料減免申請があった場合は、次の要領によって取扱うものとする。

1 本市が使用する場合の基準

市本来の事務であって、定例の行事等で会館を使用しなければならない催しもの及び会議等で市長の決裁のあったものを許可する場合をいう。

2 社会教育団体と社会福祉団体が使用する場合の基準

社会教育団体と社会福祉団体であって本市の主管する課に登録し、又は認定を受けて本市が補助金を交付している団体をいう。

3 他の地方公共団体が使用する場合の基準

府の出先機関の長が主催して使用する場合をいう。ただし、府の外郭団体が主催して使用する場合は適用しない。

4 市内各種団体が使用する場合の基準

市内に事務所を設置し、かつ、定款に基づく組織団体であって公益上のための活動及び現に社会的な活動を恒常的に行う労働団体、政治団体、社会文化団体及び地方公共団体の外郭団体並びに市立学校等をいう。

5 減免対象団体が主催するものであって入場料に類するものを徴収した場合、減免措置後において同様なものを徴収した場合は、減額又は免除しないものとする。

(施行規則第13条ただし書き)

6 減免対象団体が館内において販売行為をする場合又はした場合は減額又は免除しないものとする。

《平成15年4月1日より改定》

様式第1

茨木市市民会館・福祉文化会館

減 免 団 体 承 認 願

(提出先) 茨木市長

下記のとおり提出いたします。

年 月 日

団体名		代表者名		規則・会則・定款 その他 () 無
住所	(Tel)			※入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は飲食を目的とする忘年会新年会送別会等の使用については減免の対象にはなりません
活動内容				
減免割合	茨木市が使用	全 額	地方公共団体が使用	3 割
	市内社会教育団体が使用	5 割	市内各種団体が使用	3 割
	市内社会福祉団体が使用	5 割	公益のため市長が認めたとき	3 割

上記届を 承認 ・ 不承認 と決定してよろしいか。

課 長	課長代理	館 長	係

承認 不承認 第 号

承認 不承認 年 月 日

茨木市立男女共生センターローズWAMの利用に係る関係団体（「男女共同参画社会推進団体」）登録の選定要件等 についての取扱要領

（目的）

第1条 茨木市立男女共生センター条例及び茨木市男女共生センター施行規則第10条に規定する 関係団体として登録できる要件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（関係団体登録の要件）

第2条 男女共同参画社会の推進を目的とした関係団体として登録できる団体は、次の各号に定める要件をいずれも満たす団体とする。

- 1 男女共同参画社会の推進を目的とし、女性の自立と地位向上を図り、女性等自らがそれぞれの分野で女性のための諸活動を行い、センターの設置目的に適合する活動を恒常的（活動実績が1年以上）に行っている団体であること。
- 2 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- 3 予算、決算がある団体であること。
- 4 営利、政治及び宗教的活動を目的としない団体であること。
- 5 茨木市内に活動の本拠を有している団体であること。
- 6 茨木市民又は市内の在勤（学）者が10人以上で構成され、かつ構成員の過半数を占めている団体であること。
- 7 センターが実施する男女共同参画社会推進のための研修・講座に参加すること。
- 8 スポーツ等の活動を主たる設立目的とした団体でないこと。
- 9 趣味の会（お茶、お花、着付け等）等の活動を主たる設立目的とした団体でないこと。
- 10 茨木市市民総合センター条例、茨木市市民会館条例等において、教育関係団体、労働関係団体、消費生活団体、福祉関係団体、社会教育団体として登録されている団体でないこと。

（登録申請の添付書類）

第3条 登録申請の際には、登録団体としての要件を満たしているかどうかの確認を行うため、次の各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第2号については毎年度提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約、会則等
- (2) 予算書、決算書及び事業概要
- (3) その他参考資料

（登録の通知）

第4条 前条の申請があったときは、第2条に定める登録団体としての要件を満たしているかどうかを面接等で審査し、所管部長の決裁を得たのち、速やかに「団体登録名簿」（様式第1号）に登録し、申請団体に対して、登録した旨を団体登録済通知書（様式第2号）により通知する。

(登録の時期)

第5条 登録は、申請の都度行い、平成12年度から起算して2年を経過したごとに更新するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 登録団体は、申請時の内容又は添付資料に変更が生じたときは、速やかに団体登録変更届出書(様式第3号)により市長に届出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 登録団体は、登録を取消そうとするときは、団体登録取消届出書(様式第3号)により市長に届出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める登録団体の要件を欠いたとき。
- (2) 登録内容又は添付書類に不実の記載があったとき。
- (3) 茨木市市民総合センター条例の規程により、第2条第10号に規程する関係団体として登録したとき。
- (4) 第5条に規程する更新手続きを一定期間内にしないとき。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から実施する。

平成 年 月 日

茨木市立男女共生センターローズWAM団体（変更登録・取消）申請書

茨木市長殿

茨木市立男女共生センターローズWAMの利用に係る団体の（変更登録・取消）申請を下記のとおりします。

申請者	団体の名称					
	代表者名	(印)				
	所在地					電話
団体の設立年月日	昭和 平成	年	月	日	活動実績数	年
組織人数						人
活動目的						
活動内容						
備考						
※注意事項 1 添付書類（取消の場合、添付の必要はありません。） (1) 団体の定款、規約、会則等 (2) 予算書、決算書及び事業概要 (3) その他参考資料 2 平成12年度から起算して2年ごとの更新時期には、新たに手続をしてください。						受付印
登録番号	団体の区分			減免の有無		
	—			有 ・ 無		

* 太線内だけを楷書でいねいに記入してください。